

○業務運営における利益相反排除のための措置に関する機構達にかかる実施細則（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施にかかるプロジェクトマネージャーの業務及びプロジェクト参画企業からの出向者をプロジェクトマネージャーに指名する場合における利益相反行為の未然防止のための追加的措置）

2026年1月28日
2025年度機構達第25号

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）においては、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に限らず、全ての事業について、利益相反行為を未然に防止するために、以下の措置を講じている。

1. 意思決定の手続きは全て所属長以上による文書決裁により行うことを規定
2. 事業に係る審査や評価は外部有識者が実施
3. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、全ての役職員（企業等からの出向者を含む）に対して秘密保持義務を課した上でこれに違反した場合には罰則が課せられるとともに、職務上遵守すべき行動規範、業務運営における利益相反排除のための措置に関する機構達により利益相反行為を禁止
4. 公正かつ適正な業務運営のために、理事長、副理事長、理事、部長等によるプロジェクトマネージャーの管理及び監督等のガバナンスを徹底
5. プロジェクトマネジメントは複数の職員からなるプロジェクトチームにより実施
6. プロジェクトマネージャーの能力を制度的に担保するため、理事長、副理事長及び理事等により、能力、業務実績並びにプロジェクト内容及び難易度等を踏まえたプロジェクトマネージャーの適性を見極めを実施 等

これらの措置に加えて、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業においては、プロジェクト参画企業からの出向者をプロジェクトマネージャーに指名するにあたり、別表の利益相反行為（疑念を招く行為を含む）に係る追加的措置を講ずることとする。当該出向者に対しては、機構への出向に際し、利益相反の未然防止措置に係る規定を遵守することを約させることとする。

なお、本追加的措置については、任用に先立つ2年以内にプロジェクト参画企業に在籍していた役職員全てに適用するものとする。

附 則（2025年度機構達第25号）

この追加的措置は、2026年2月1日から施行する。

別表

機構の業務	プロジェクトマネージャーの業務	利益相反行為（疑念を招く行為を含む）とその未然防止のための措置
契約／交付・ 検査・支払	<ul style="list-style-type: none"> ・予算配分に係る調整 ・契約毎の実施計画の精査 ・研究開発実績の確認、費用の検査等 	<p>【利益相反行為】 出向元企業に有利、又は他企業が不利益となる予算配分の調整、実施計画の精査、研究開発実績の確認等を行うこと。</p> <p>【未然防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者から構成する委員会が実施する予算配分に係る調整への関与の禁止 ・出向元企業から提出された実施計画の精査、研究開発実績の確認、費用の検査への関与の禁止
進捗管理・ 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の把握、成果の精査 ・評価に係る基礎情報の収集・分析等 	<p>【利益相反行為】 出向元企業に都合の良い、又は他企業が不利益となる成果のとりまとめ、出向元企業に都合の良い、又は他企業が不利益となる評価情報のとりまとめや外部有識者から構成する委員会への提供を行うこと。</p> <p>【未然防止措置】 出向元企業が実施する成果のとりまとめ、基礎情報のとりまとめへの関与の禁止</p>
実施者に対する 事業推進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度等の情報提供 ・事業の進捗管理 	<p>【利益相反行為】 情報提供において出向元企業と他企業を差別的に扱うこと。</p> <p>【未然防止措置】 情報提供の内容についてはプロジェクトチームメンバー複数者による確認を行った上で提供の際に複数者に共有（メールでのCC等）。</p>
(追加の) 公 募・審査・採 択	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要領の作成、説明会の開催 ・採否決定の通知等 	<p>【利益相反行為】 出向元企業に有利、又は他企業が不利益、不公平となる公募要領の作成や問い合わせへの対応を行うこと。</p> <p>【未然防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領のプロジェクトチームメンバー複数者での作成 ・出向元企業からの問い合わせへの対応の禁止、及び他企業についてのプロジェクトチームメンバー複数者での対応 ・出向元企業が選考対象に含まれる場合の採択審査委員会への関与の禁止 ・プロジェクトマネージャーは当初の公募・審査・採択後に選定